



家庭用LED照明器具 購入費補助金 LED電球 太陽光発電システム設置補助金

の申込み受付を開始します

申込み 住民生活課住民生活グループ
健康福祉課住民サービスグループ
問合せ 住民生活課住民生活グループ ☎ 2940

町では、地球環境保全事業の一環として、二酸化炭素排出量を抑制する「家庭用LED照明器具及びLED電球の購入」並びに「太陽光発電システム設置」に対し補助を行っています。
「地球と家計にやさしい制度をご利用ください」

家庭用LED照明器具・LED電球購入費補助金

【申請期間：4月10日～平成26年3月31日】

対象者 ・町内に住所を有している世帯主の方
・町内販売業者でLED照明器具及びLED電球を購入し、自己の居住する住宅に設置した方で町税を納めていない方
※照明器具は居室（居間・食堂・台所）に設置したもののみ対象
・交付申請は、LED照明器具及びLED電球、それぞれ1世帯に1回限り
※平成23年度、24年度に家庭用LED照明器具・LED電球購入補助金の交付を受けた方は、再度申請することはできません。

補助額 LED電球の購入費用：税込み額の2分の1（上限5,000円）
LED照明器具の購入費用：税込み額の2分の1（上限40,000円）

申請方法 ・メーカー、型番の分かる領収書（レシート含む）の原本と印鑑を持参し、上記にお申込みください。補助金は世帯主の方へ振り込まれますので、世帯主名の口座番号が必要です。



太陽光発電システム設置補助金【申請期間：4月10日以降、随時受付】

対象者 ・町内に住所を有している方または転入を予定している方で町税等を滞納していない方
・住宅を新築する方または既存の住宅に新たに設置する方（販売目的や賃貸住宅は該当しません。）で、当該年度の2月末までに設置する方
・その他、町で規定する要件を満たす方

補助額 ・対象システムの発電最大出力の合計値に1kWあたり7万円を乗じた額（上限21万円）

安平町くらしの相談員からのお知らせ

平成23年5月から「安平町くらしの相談員」を2名（保健センター・ぬくもりセンターに各1名）配置していましたが、平成25年4月から1名体制としました。変更に伴う詳細は次のとおりです。

くらしの相談員は、町民一人ひとりに時間をかけて大切に对应させていただきます。

日常での困りごとや悩みごとなど、お気軽にご相談ください。また、消費生活・虐待・配偶者による暴力などの相談に対しても関係機関と連携を取り、対応いたします。

※ただし、民事相談（隣人との

トラブル、離婚相談、借金）につきましては、お受けすることはできませんので、ご了承ください。

場所	日程	時間
追分行舎	月 土日・祝日	8時30分～ 17時15分
早来庁舎	火	
連絡先	080 - 6085 - 2262	

※月曜日と火曜日は巡回訪問日ですので、不在場合があります。



安平町くらしの相談員
神谷和夫